

第二十八回
国会

参議院農林水産委員会會議録第三十五号

昭和三十三年四月十八日(金曜日)午後
三時二十二分開会

委員の異動

四月十七日委員田中啓一君辭任につき、その補欠として最上英子君を議長において指名した。

本日委員最上英子君辭任につき、その補欠として田中啓一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 重政 齋藤君
理事 柴田 榮君
藤野 繁雄君
東 隆君
北村 陽君
上林 忠次君

委員

雨森 常夫君
植竹 春彦君
関根 久蔵君
田中 啓一君
田中 茂穂君
仲原 善一君
堀 末治君
堀本 宜實君
大河原 次君
河合 義一君
戸叶 武君
千田 正君
北條 雋八君

政府委員

農林政務次官 瀬戸山三男君

農林大臣官房長 齋藤 誠君
農林省農林 渡部 伍良君
事務局員 安楽城敏男君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(重政 齋藤君) 開会いたしました。
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○戸叶武君 議事進行について。本日、大蔵委員会における本委員長の長理事打合せによる本委員長の理事打合せ申入れというものは、大蔵委員会の理事打合せとして、やはり慎重な態度で申入れがされたものと思ひますが、それによると、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律案(閣法第四五号)に關連のある法律案の中で、社会労働委員会における審議中の日本労働協約会法案に對して、合同審査を申入れられたというのとです。もう一つは、日本貿易振興会法案(閣法第八八号)中小企業信用保險公庫法案(閣法第一〇二号)及び農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第一〇二号)については、本来合同審査を申入れられるべきであるが、諸般の事情にかんがみ、合同審査の申入れは遠慮するが、しかしながら、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律案が、いまだ衆議院の大蔵委員会に於いて審議中で、本院においては予備審査中であるので、基本法の審議が終らない段階で關係法案が採決を行われることは、法律案審議の従来の慣行にかんがみ適當でないもので、右の趣旨について、商工委員会、農林水産委員会に善処方を申し入れる、こういうことになつておりまして、そうして大蔵委員長の代理で平林理事からの申し入れもありましたが、もちろんこのことに對する最終的な決定というものは、當農林水産委員会においてなされるべきでありましようけれども、このように親法案がいまだ衆議院に送り込まれていないので、大蔵委員長としても提案理由の説明も聞いていないので、結局、申し入れということも時間的に少しズレたのだと思ひますが、私たちは、この法案に對していろいろ論議を重ねましたけれども、今質疑打ち切りを行われ、そうして採決を迫られておりますが、このように、この大蔵委員会における委員長の並びに理事打合せにおいて、さきのようない趣旨における申し入れの内容に盛り込まれているような決定がなされているのかんがみましますならば、當農林水産委員会においても、やはりこの問題は十分慎重審議して、そうしてこの採決をしばし待つていくというのがしかるべきだ、こういうふうには私たちは考へておるのであります。与党の方々には、非常にこの法案が上るのを急ぎたいというので、そういう理論の筋はわかつていても、そういうことにかかわりあわずに、この法案だけ上げてしまえという御趣旨のようにもとられるのであります。また、与党の中の人たちにおいても、質疑打ち切りになつたのだから、ここでこの討論、採決まで持つていくことは、やはり本會議場への上程ということとは、相當慎重な態度にしなければならぬという御意見も出ています。それと、この今までの理事會の申し合せ、その他があつたというところを、決して輕視するものではないけれども、その後に於ける、きょうの午後におけるこの大蔵委員長からの申し入れというものを、その段階においてやはり尊重すべきことが妥協的なのではないかと考へております。で、そういうことを、この委員会の皆さん方に御了解願つて、討論、採決をしばし待ちまして、保留しておいた方がよいのではないか、こういうふうな考へておられますので、私たちの意見をおこに開陳する次第であります。

○柴田榮君 議事進行について。ただいま戸叶委員から議事進行について御発言がございまして、一応戸叶委員の申し出もつともな点もあると存じますが、當委員会として、それらの点は審議過程においてもいろいろ議論せられた経過もございまして、本案に關連いたします部面というものは、必ずしも強く並行していかねれば筋が通らないというほどにも考へられない問題でございまして、一応、質疑打ち切りというところまで参つた次第でございます。特に本日に至りまして、口頭で大蔵委員会の理事會の話し合いを理事會の名においてお申しつけましては、委員長において本會議に上程の場合に、それらの点を願ひされて御承知を願うということにいたしました。今日は、本委員会といたしましては、討論、採決を行なつていただきたいというところを提案いたします。

○千田正君 議事進行について。ただいま戸叶委員並びに柴田委員より、本委員会の運営について話がありましたが、討論、採決に入る前に、私は、農林委員会の運営について、特に阿政党の諸君に對してお願いしておきたいと思ひます。ということはお互いに議事の進行をスムーズにしようとするのはけつこうでございますが、自由民主党、あるいは社会党とも大政党となりますと、国会対策委員会というものがおのづから派の中にあるはずであります。が、しかも、当法案の中で、今も申されたように、両委員会にまたがるような問題、あるいは三つの委員会等にまたがるような問題が、一つの委員会において審議されるような場合がありましますならば、その会派に屬する理事なり委員の方々と十分に御相談されて、統一した見解のもとに議事進行をやつていただかなければ、われわれの

ような少数派からいえば、まことにきょうのようなことだという、せつかくのお申し入れもお断わりをしなければならぬような状態が起りやすい、今後ともこういう問題については、どうか一つ遺憾のないように、大政党の中で十分に御検討になつて、統一した見解のもとに委員会に臨んで連署の全きを期せられんことを、特に私は要望いたしまして、委員長にお計らいをお願いしたいと思ひます。

○委員長(重政庸徳君) 本案につきましては、昨日質疑を終局いたしておりますので、討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○北村暢君 私、社会党を代表いたしまして、本案に対して賛成の討論をいたしたいと存じます。

まず、最近の農林金融の状態は、農林中金並びに農林漁業金融公庫等、金融機関が発足いたしましたので、すでに十年になんなんとして参りまして、その発足の当初から見ますと、規模におきまして、取扱金額にいたしましても、格段の相違をいたしております。情勢は一変をしております状態であると思ひます。しかも、これに伴う信用保証制度等におきまして、各種の保証制度がありまして、今日これらの農林金融全体について、当初と情勢は一変してきています。その中において、農林金融がいろいろな意味において縮減し、調整を要するといふ点も種々出てきておる。今度の法案の改正に当りまして、そのために副總裁を置き、四つの支店を設ける、こういうようなことになってきているようでございますが、私はこの際、この情勢の

変化に應ずる農林金融全体について、根本的な再検討を要する段階にきている、こういうふうな考へるわけでございます。従つて、こういう事情を勘案いたしまして、次に述べます各派共同提案としての付帯決議を付したいと存じますので、御賛同をいたしたいと思います。御賛同を願ひます。

決議の案文を朗読いたします。

付帯決議(案)
政府は、次の事項に關して遺憾なく措置すべきである。

一、すみやかに現行農林漁業金融制度に根本的な検討を加へ、これが整備拡充をはかり、もつて農林漁業金融の円滑を期し、特に制度金融と系統金融との調整をはかり、両者關係機關の業務及び機構等について、もつたずらに紛亂摩擦等を引き起すことのないよう留意すること。

二、農林漁業金融公庫に対する政府の出資金の増大に努め、公庫の業務の簡素化を促し、もつて融資の円滑化と資金コストの低下をはかること。

三、公庫の融資は法第一条の目的に沿つて農林漁業者の農林漁業の生産力の維持増進及び自作農の維持創設に重点をおくべきこと。

四、農林、外務及び大蔵三省において緊密な連絡を保ち、農業移住に關する金融の抜本的対策を確立し、あわせて移住者の財産処分に対しても遺憾なき措置を講ずること。

五、「非補助小田地等土地改良事業助成基金」の実施に當つては、地元の意向を充分にしんじやくし、

かつその負担等に考慮を払い、補助と並行して両者の効率的な運用に努め、基金の設置によつて補助を縮小することなく、これが拡大のため万全を期すること。

右決議する

昭和三十三年四月十八日

参議院農林水産委員会

以上であります。
○田中茂穂君 私は、今回提案になりました農林漁業金融公庫法の一部改正案に對しまして、いろいろ問題点は包蔵いたしておきますけれども、長時間にわたる審議の間におきまして、政府当局の答弁を二応了いたしました。賛成をいたすものであります。

特にこの機会に申し上げておきたいことは、今後、農林漁業金融公庫に對しまして、政府の投融資が相当増加するであろう、そうなたつた場合に、公庫の事業分量は相當ふえて参るのである、これは想像にたかくないのでありまして、その間、現在の農林漁業金融体系の大きな二本柱であります組合金融系統との間に、必ず問題が起つてくるであらうといふことを、非常に杞憂いたしておるものでございまして、十分一政府当局におかれましては御留意願つて、この農林金融体系の根本的な再検討を早急に一つ進めていただきたい。

なお、公庫の需要が伸び、また、組合金融の府県段階の信連の事業分量もふえて参りますれば、従いまして、中間的な農林中央金庫の存在というものが非常に大きな問題点になつてくるであらうと思ひます。農林中央

金庫の再検討に對しては、この機会に、政府におかれましては十分一つそれに対応する検討を進めていただきたい。この二点を特にお願い申し上げたい。この二点を特にお願い申し上げますが、なお、今回の次第でございまして、なお、今回のこの公庫法の審議に當りまして、海外農業移住者に対する融資の問題、これがこの道を開くための法改正を私どもも念願いたしておたのでございまして、これは別個の一つ考へるというようなことで、一応了といたしておるのであります。現在海外移住会社が取り扱つております移住者に対する資金は、農業者にはほとんど顧みられていないという現状であります。一つの移住会社に相當流れておる。一つの移住会社が短期高利の農業金融と長期低利の商工金融とを行うところに、大きな問題があるわけにございまして、その点に對して、特に農林省におかれまして、この農業移住者に対する資金の道を早急に一つ考へていただく、これもこの審議の過程におきまして、いろいろ外務省、大蔵省方面の意見も聞きまして、けれども、さしあつた問題といたしまして、移住会社の資金も長期低利に運用して、それを農業移住者にできるだけの手当をするといふことで、一応当面の対策としてはつこうだと思ひますけれども、この農業移住者に對する金融の道は、当然農林省が主体となつて扱わなければならぬことを、私どもは痛感いたしておるわけでございます。私どもは痛感いたしておるわけでございますから、その点につきましても、十分一つ早急に對策、検討をお願い申し上げます。

以上の三点につきまして、強い希望を申し述べまして、この改正法案に賛成をいたすものであります。

○上林忠次君 今回の金融公庫法の一部を改正する法律案、ただいま問題になつておりますこの法案に對しまして、全面的に賛意を表するものであります。今回の改正で農産物価格安定法の適用を受ける農産物、これを原料または材料として製造加工する事業に對しても、当該農産物の大きな将来の生産の発展といふことの關係にある部分に對しては、これに對して金融をするといふことになつておりますが、私は、数年前の砂糖飢饉のときに、砂糖の供給量が少かつたときに、相当の砂糖の問題があつたのであります。あの節にも叫んだのであります。業界が混然としている、この際、われわれの農産物の一つであります澱粉の大きな安定した消化口を作るために、これを糖化して、日本の生産の少い砂糖源として利用するのが至当じゃないか、それに対して政府はもつと積極的な資金の融通とかあるいはその他の指導措置をとりまして、砂糖を日本でも作るのである、ただいま欧州におきまして、あの寒い北歐におきまして、日本の土地で全部を外国からの砂糖に供給を待つてゐるというのはおかしいじゃないかといふことを言つたのであります。ただいまの法案によりまして、ようやくその方面の砂糖源として、澱粉の処置、これに對する金融、こういうふうなところまで手が差し伸べられると思ひます。時期は少しおそくなつておると思いますが、われわれの農産物の将来の安定をういうような点から、大いに裨益するところがあると思ひます。時期はおくれており

ますが、おくれはせながらこゝまで法案の改正ができて、この業界の将来の大きな安定を期待できるということになってきたことに對して、特に喜んでおるものであります。果してブドウ糖の製造によりまして砂糖が、カンショ糖に似たような値段で供給し得る時代がくるかどうか疑問であります、何とかして生産費をペイするよう、この澱粉から転化した砂糖の事業の発展を期していきたい。先刻も話がありました、値段の点につきましては、まだはつきりしておりませんが、この価格の決定を、引き合ひのように、原料の生産原価をペイするような価格の決定ということも将来行わなくちゃならぬのじゃないかというように示唆も、次官の口から出ましたが、そういうところまでいっても、日本の砂糖源としてのこの業界の発展を援助していただきたいと思いますのでございします。

一言希望を申し上げまして、賛成の言葉といたす次第であります。

○千田正君 たいだいま議題になりましたところの農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、この審議に當りましては、衆議院からも付帯決議がなされ、さらにわが参議院の農林水産委員会からもたいだいま北村委員から提案されたように、各派提案の付帯決議がなされて、今日採決の寸前になったわけでありまして。私は、この法案は決して完全なものでなかったということ、付帯決議がなされるほど不完全な点が多々あるということ、十分に政府当局は銘記されまして、この法案が通過した後においては、十分にこの付帯決議の趣旨を尊重されて、万全、遺憾なき

方途を講ぜられるように、特に希望いたしました。本法案並びにわが参議院農林委員会が出しましたところの付帯決議ともに賛成の意を表するものであります。

○委員長(重政廣徳君) 他に御意見もないようですが、討論は、終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(重政廣徳君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(重政廣徳君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました北村君提出の各派共同提案の付帯決議案を議題といたします。

北村君提出の各派共同提案の付帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員(重政廣徳君) 全会一致と認めます。よって付帯決議案は、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(重政廣徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(重政廣徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(重政廣徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(重政廣徳君) 御異議ないものと認めます。

○委員(重政廣徳君) 御異議ないものと認めます。

認めます。よってさよう決定いたしました。

なお、本案を可とされた方は、順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

柴田 栄	堀 末治
関根 久蔵	田中 啓一
堀本 宜實	仲原 善一
田中 茂穂	植竹 春彦
雨森 常夫	北條 鶴八
藤野 繁雄	東 隆
戸叶 武	北村 暢
河合 義一	上林 忠次
千田 正	

○委員(重政廣徳君) たいだいまの付帯決議について、政府の見解を求めます。

○政府委員(瀬戸山三男君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、慎重御審議の上、御可決いただいたことを厚くお礼申し上げます。

なお、たいだいま付帯決議がなされましたが、一々ごもつともな点でありますので、この決議の趣旨を尊重いたしまして、その実現に努力をいたしたいと思ひます。

○委員(重政廣徳君) 臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この件については、去る二月二十七日の委員会において提案理由の説明を聞いたのであります。本日は、その他の事項について補足説明を求め、續いて審査に入ります。

○政府委員(渡部伍良君) たいだいま議題となりました肥料需給安定法の一部

を改正する法律案の補足説明をさせていただきます。

この法律の改正案は、臨時肥料需給安定法第六條第一項の「肥料の需給の調整を図るため、」保管団体に対して「政令の定めるところにより、肥料の生産業者又は輸入業者からその生産し又は輸入した肥料を買ひ取るべき旨を指示するものとする。」と、こういうことを、「買ひ取るべき旨の指示をする」ことができる、すなわち、従米の規定によりまして、強行規定でありましたのを、肥料の需給の状況が緩和いたしましたので、これをその時の情勢に応じて、必要がある場合には指示することができるよう、こういうふうにしたのであります。

この制度の実施状況を、お配りいたしました表について御説明申し上げます。資料の表の第一ページであります。昭和二十九年肥料年度、すなわち昭和二十九年の八月から昭和三十年の七月末まで、これは二十九肥料年度であります。次の三十九肥料年度、三十一肥料年度実施いたしましたので、本年度は三十二肥料年度になっておるのであります。昭和二十九肥料年度には、一ページの表の右側の欄をこらん願います。その一番下、合計欄を見ていただきますと、十二万二千七百八十八トン保管されたのであります。三十一肥料年度は五万一千九百八十九トン、三十二肥料年度は七万五千二百九十八トン保管されたのであります。これをどういう所に保管しておるかというところが、地方別、府県別にこういうふうな地方に保管しておるのであります。これを、その次の第二表で見てくださいと、昭和二十九肥料年度では、秋肥の済みました不需要期に入つた十一、十二月、一月に買ひ入れまして、それを春肥の最盛期三、四、五、六、七月に開放いたしましたのであります。それから三十、三十一肥料年度は、大体秋肥が済みから不需要期に買ひ入れて、春肥に開放する。こういうふうになっておるのであります。これに對しまして、法律の第九條に基づきまして、保管して当然金利、倉敷等の経費がかかるのでありますから、本来政府がやるべき仕事を、保管団体にやらしておるのでありますから、それによつて保管団体に不当の損失を与えるということは不合理でありますので、欠損金を補てんすることになっておるのであります。その欠損金をどういうふうに補てんしたかという表が第三表、二ページの右側の表であります。この表の読み方をちよつと申し上げます。この表の価格は、御承知のように肥料の価格は、限月ごやをつけておりました。十、十一、十二月、一月、三月、四月、順次少しずつ月別の価格は上つてきておるのであります。従つて、十二月に買つたものを三月以降に開放いたしますとすると、この限月ごやの利益が出てくるのであります。これを今度は支出損といたしましては、借入金金に対する金利、保管料、運賃諸掛り、保管手入れ費、取扱ひ事務費、こういう出費があるのであります。価格差益と出費との差額を決議として補てんする。昭和二十九肥料年度では、九千八百八十三万五千五百円、これを昭和三十年度の予算に計上いたしました。すなわち、二十九肥料年度は、三十年度の七月をもって終るのでありますから、金を支払うのは三十年度でよろしいのでございますから、三十会計

庫は月生産の半額を見ておりますけれども、実際は、生産が予定より伸びる、あるいは生産が變らなくても内需が減るということになりますと、在庫はうんとふえるわけであります。現に昨年度に比べまして、本肥料年度の月末在庫は、月別ずっとふえてきておるわけであります。そうしますと、このものは政府が金を出して保管を命じななくても、先ほど御説明申し上げましたように、私の方で行政指導をいたしまして、メーカーの金利倉敷負担によって適当な団体に保管させた方が費川の節約になる。従つて、最初に本年度の需給はどうなるか、非常に苦しくなつて在庫は減っていくというふうな見通しの場合には、その肥料計画を六月に立てて、暮れに米年度の予算を組むわけでありますので、そのときに予

○政府委員（渡部伍良君）　これが一つの問題になるのでありまして、御承知のように北海道の生産は非常にふえておるのであります。しかも、北海道は単作地帯でありますから、保管を政府で持つてやれば非常に喜ぶ人がおるわけであります。しかるところ、肥料が不足でありますれば、北海道でもどこであらうと、持つてやらなければならぬわけではあります。が、こういうふうに非常に余りますと、ほかに持つて行くに非常に余りますと、輸出許可を受けて国に出す以外には、持つて行く場所がない。そういうふうには供給の方が緩和しておる場合には、その保管を、ことさら政府の費用で保管しなくても、北海道の在庫は非常に大きくなるわけでございます。そこで、そういう事情の变化を考慮いたしまして、何も国の費

○政府委員(渡部伍良君) この法律の制度との関係におきましては、純然としてこれは消費者の希望とか、メーカーの希望とか、こういうことではなないのであります。工場に保管するとか、あるいは工場に保管しておつてもその管理がうまくいかない。すなわち自分の配給品と保管してある他の物との区別がつきません。これは御承知のように一つの工場に何万吨と保管しますから、ばらで保管するような関係で、そこで混濁を起しやすいので、工場保管をやめた。しからば地方保管はどういうふうにいたしますかということ、やはり地方の倉庫施設その他を見て、経費の最も少い所に、農林省が保管の場所を認可いたしましてやるので

○東陸君 業者に保管させる、こういうことなんでしょうが、私は、必要がある場合には、政府が保管を命ずると、こういう形で金利倉敷だの、そういうようなものを出すと、こういうふうなことになるかというと、予算がありまじから、必要がありますならば、政府は臨時国庫を開催してその場合に提案をする、そういうふうなお心組みですか。

○政府委員（渡部伍良君） 先ほど申し上げましたように、肥料年度の需給計画を立てるのは、会計年度からいいますと、前会計年度であります。そしてその八月から肥料年度が進行いたしますので、需給計画に非常な狂いが出てくる、生産がどこかの工場の事故で落ち

だらうと思うのですが、そうすると三百七十六万トンの生産に対して三百七十八万トンの需要があるわけなんです。繰り越しを食っておるわけですが、そういう形になってこれは出てきておりますが、そこで、輸出はものすごい騰勢を示しておるわけです。ここで見ますと、九十一万トンであつたものが百二十万トン、こういうふうに出がふえていつておる、これの關係は、あとの確安、それから尿素、石炭、窒素、いろいろの関連をしてみますと、それをみんな合せたものでありますから、当然その形が出てくるのであります。が、その中で特に大きな疑問を持つのは尿素なものであります。尿素の場合は内需とそれから生産の關係は、これ

は実のところを申しますと、尿素工業が非常に発達をして、そっちの方にどんどん出ていくので、内需の中にも、おそらく肥料ではなくて、尿素工業の方に向けられるものも入っているのじゃないか、こういう疑いがあるわけなんです。そういうことになりましたら、それに合せて輸出も非常に騰勢をしておる、そんなことから考えて参りますと、窒素質の肥料の需給関係というものは、必ずしも安心をするような中身でない、こういう感じを持つわけなんです。と同時に、輸出が非常に伸びておられますから、その輸出が伸びておるために、農家が非常に必要時期に輸出をされたのでは、これはもう内需の方面においてメーカーが価格を維持し、あるいは価格を上げることをメーカー自身が行うやらないといったとしても、配給の方面にタッチしておる者が品不足でもって値段を上げるおそれがある、それで、年間の需要というふうな問題だけを考えるのではなくて、要は、季節の需要品なんですから、そういうようなものをあべいしで考えてくると、輸出と内需を加えた合計は、常に生産を上回っておるというふうな、こういう状態が最近非常に顕著に出てきておるときに、政府がいろいろな事情でもって買い上げを任意にする、こういうのは、これは国内の農家の肥料需要者にとっては、非常に不安な感じを与えるものである、こういうのが、これは常識じゃないかと思うのですが、その点はどういうふうに解釈をいたしますか。

○政府委員(渡部伍良君) その点は、数字でよくごらんをいただきたいのであります。この内需といふものは、一定の増加趨勢がございますから、これを相当たつぷり見ております。それから輸出というものは、生産と内需と、それから期末にその月の生産の半分くらいを持っておれば、在庫としては十分なのでございます。差し引いてその残りを輸出に向けられるといつて、その差引計算で輸出計画を出しておるのです。これは三十二年度は計画です。三十一年度まではこれは全部実績であります。従つて、三十一肥料年度の在庫二十七万九千トンというのがございます。これは三十二年度の計画を樹立いたします肥料審議会にかけたのは三十二年六月でございますから、実績がわかりません。従つて、十八万七千トンというものがあつたという予定で繰り越し、生産、内需、輸出、合計、差引翌期に繰り込ます額、こう出しておるわけでありまして、ところが、十八万七千トンと見たのが、実際は二十七万九千トン売れたのであります。従つて、十八万七千トンと二十七万九千トンで約十万トンは供給量がむしろふえた。生産、内需、輸出の三十二年度の計画が、その通りあるとすれば、十六万四千トンに対して、二十七万九千トンと十八万七千トンの差額は、在庫として残る計算になるわけでありまして、プラスされることになるわけでありまして、つまり三十二年度の計画を組むときには、三十一年度の実績がつかめておりませんでしたから、一応三十一肥料年度から三十二肥料年度に繰り越される額が十八万七千トン、実際には二十七万九千トン残つたわけですから、現実にはその差額は供給量として国内にあるわけでありまして、ですから生産が予定通り三百七十六万トン、内需が二

百五十八万トン、輸出が百二十万トンとすれば、この三十一年度から三十二年度に繰り越された実績と計画の差額は、三十二年度から三十三年度に繰り越すべく予定しておる十六万四千トンにプラスされた量が出てくるわけでありまして、そういうのでありまして、決してこの需給計画は窮乏なものではございません。非常に余裕をとおしております。それから輸出の伸びも、これは最近中共の農業五カ年計画によつて、四十万以上の需要が出てきました。これは年々ふえるだらうと思つて、しかして、生産の増も今の増加と同じような傾向をとつておられますから、おそらく三十三年度では百五十万トン以上を輸出しなければ、うんと在庫がだぶついてくるのではないかと、こういうふうな考えております。

それからさらにもう一点。尿素の内需の中には、尿素工業にいくものというのがありますが、これは何かの間違ひではないかと思つて、……です。ですから、尿素工業にいく分は、この尿素の需給計画の中には全然入れておりません。肥料として出てくる前に、その尿素が単体でほかについているわけでありまして、これは尿素として出てきた数字でありまして、尿素の出たきたやつはほかの方に回されるというものは、これは例外的に多少あるかもしれないけれども、ほとんどネグレクトだと思つて、従つて、この内需の中に農家の需要に迷惑を及ぼすような品種は入っておりません。むしろ尿素につきましては、硫酸石灰窒素に比べて価格が非常に安いから、私どもの方では奨励いたしておりますけれども、なかなか新しい肥料でありますから、内

需が伸び悩んでいるというのが実情でありまして、これは全購連その他で、非常に熱心に石灰窒素と同じように無硫酸根肥料でありますから、石灰窒素の値段と比べると一割も安いのでありますから、なぜ使わないのだといつて奨励しておりますけれども、なかなか伸びないのであります。

さらにもう一点。肥料が時期的なものであるから、年全体の計画でなくて、月別の計画もにらんでなければならぬ、こういうお話であります。その通りであります。別の一枚紙の表をお配りいたしております。それで見ますように、在庫の実態によつて、在庫が適正在庫を上回れば輸出許可をいたします。輸出許可は毎月計画数量を区切りまして、かつ一船ごとの許可指令を出しているものでありますから、不当に在庫が減るというふうな見込みの場合には、輸出の方を減らしていく、こういうふうにしていくのでありますから、その点も御指摘の御心配は全然ないのであります。

○東隆君 尿素のところ、人工樹脂の方の関係のところは尿素を出すというところは、これは人工樹脂の尿素工業の方に尿素を出すことが非常に値段も高し、従つて肥料にするよりも有利に回るものですか、そつちの方にたくさん出ていくというのを聞いています。従つて、ネグレクトとこういうふうにお話になりますけれども、実は尿素を生産しているのは北海道にありまして、そしてしかも畑作地帯に非常に奨励をしてやつて、そんなふうな関係で、今後畑作地帯で硫酸を用いるよりも、尿素を用いた方がいい、こういうふうな空気ですから、そこで、内

需の面に非常に与えられる、しかも、外国向けに尿素が出ていく、こういうことになると、これは値段をつり上げていく、そういう形になっていく。問題は、尿素の工業の方にいくものの値段の方が比較的いいんですから、従つて、内需の面におけるところの尿素の価格も次第に上ってくる、こういう問題が一つあるわけなんです。そういうふうな問題と一つかね合せていくと、私は輸出をやるものは、これはメーカーがやるものであるから、そこで最近の年次におけるものを聞いてみますと、非常にその問題があるのではないかと、思ひます。非常に問題があるところのワタは、これは輸出をするところのワタは、もうおそろくないくらいになつていくのじゃないか、輸出をするワタは、それはないんですか、先ほどお話があつたように、中共の方に輸出をする、どこか南米の方の地にも、何か商人の方は高い所があれば、計画的に輸出をしようと思つておられます。それで高い所の方に送つてしまつて、それで新規需要の方面には送らない。そんなふうな形で送つて、一定のワタを完全になくしてしまつて、こんなふうなことも聞かされておるわけなんです。そういうふうなことを、業者が貯蔵させる、こういうことは、輸出という面において相当伸びと、だいい困難な問題がそこにあると思ふ。そして結局在庫が少なくなれば、国内におけるところの農家の利用するものの価格が高騰する、こういうふうな形がおのずから出てくるのじゃないか。それから需要の時期において非常に品不足のために迷惑を及ぼすよう

な、そういう問題が出てくると思う。こういうような形で政府が保管をするところの量というのは、必要な量の割以内ですか、非常に少ない数量になつて、それらの数量というものは、これは調節することによってそんなに大きなものにもならぬ。ことに国内におけるところの価格と、それから輸出をする価格の間に、大きな開きがある。そういうようなものがある程度調節をして、品物の量の調節をする、こういうような考え方で生まれた制度だかと思うのですが、それを簡単におやめになるという趣旨が、私にはなかなかわからないもので、輸出等について、最近の年次において、メーカー、輸出業者を通じて、どういうような動きをしているか。それから価格ですね、国内においての価格と、それから輸出をしているものの価格ですね、これがどれくらい開きになるか、そういうような点を少し明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) しばしばこの表でござん願ひますように、これが最近の需要でございまして、アンモニア系については昨年の在庫よりは三月末ではまだ多いのであります。簡単に輸出々々といいますが、輸出をもっと伸ばさなければ、そうすれば、生産ももっと上げられる、こういうのであります。が、ごらん願ひますように、昨年の十二月は実にアンモニア系で六十七万七千トンの在庫でありまして、こういう在庫をかかえている。六十七万七千トンでありますから、昨年度に比べて十六万トンも多い在庫をかかえて、どこに輸出するかということで苦慮をして、中其の問題が出てきまして、

中其の話に乗って、やつと愁眉を開いている。従つて、在庫を中其に輸出する契約が成立するかしないかが来年度の需給のバランスがとれるか否か、逆に商品が消化できるかできないか、という意味の需給のバランスでありまして、従つて、あわせて御説明申し上げますが、輸出価格も共給者の方がどうしても荷を早く売らなければいけません。ぬというあせりで、安く売つて、いわゆる国内価格、公定価格よりも輸出価格が安いという問題を引き起しているのです。

それから繰り返して申し上げますが、この点は、はつきりお考えを訂正していただきたいのであります。尿素の中に入っている量は、この中から工業用に回すというものはありません。尿素の形態で、白い尿素の出でたものを工業用に回すというものはこれに入れておりません、この需要の中には、

○東隆君 生産の方も……。

○政府委員(渡部伍良君) ええ、生産の方も。尿素のまだ結晶しないものをほかに戻している——これは化学工業でありますから、それをそのまま、あるいはいろいろなものに使う方面に持つていくというものはありますけれども、この需給とはこれは別でありまして、全然その関係は見えておりません。

それから、ほかの方に有利に回すから、尿素のこの肥料としての生産を抑圧するということ、これもございせん。これは石灰窒素にございせん。石灰窒素では、最近まで原料のカーバイドが有機合成品に非常に回りましたから、この表でござん願ひま

すように、生産も三十年代をトップにいたしまして、ほかに食われております。しかし、最近の情勢では、有機合成品が繊維の自給過多で頭打ちをしておりまして、おそらく三十三年度はもつと生産が出てくると思ひます。これは非常に肥料に回るカーバイドをその他の産業で食つております。これはしかしこの表の中には、これはアンモニア系でありませんから、アンモニア系の需給の表の中には含んでおりません、石灰窒素の分は、従いまして石灰窒素は、これは輸出は五千トンありますが、中其に見本的な輸出をやつたのが計上されているというだけでありまして、全然輸出を許可いたしておりません。

それから尿素も、これも先ほど申し上げましたように、適正在庫を差し引いて、これだけ輸出しなければ、内需が五十五万トンであれば、三十六万トン輸出しなければならぬというむしろ数字であります。これだけ輸出することは、確安を輸出するより困難であります。日本の国においてすら、尿素が新しい肥料として——これは御指摘のように、無硫酸根の肥料だから、石灰窒素とか、その他の高い肥料、あるいは硫酸系の確安肥料に代替させると盛んに宣伝しておりますけれども、なかなかついてきてくれぬ。しかし、これはこつと二年で相当伸びていくと思ひますから、バランスをとれるところのところであります。現在のところは、尿素の輸出も、確安よりももっとむずかしい問題になつてきているのであります。そういう状態でありまして、少くとも来年中其が四十万トンというのを、八十万トンとか、六十万ト

ンということになれば、生産が、私どもが予定している通り伸びないということになりますと、あるいは来肥料年度は開店休業を見なければならぬというふうなことも考えられるかもしれないが、これは、この六月に来肥料年度の需給計画を肥料審議会にかけて決定したいと、かように考えております。

それから国内価格と輸出価格との差額の表は十八ページ以下に出ておりますから、これでごらん願ひます。三十二年十二月に最低四十七ドル八十七セントというのが出ております。これが韓国及び中共向けの価格であります。これが一番大口でありますと同時に、一番条件の悪いところで約束いたしました。高きものでは六十一ドル五十七セント、こういうことになつております。これを、国内の価格との比率をとつてみますと、一番右の表で見えております十二月の価格では、国内価格に比べて輸出価格は約九四・八%になつております。すなわち国内価格の方が輸出価格より高いという問題を輸出会社も処理しなければならぬ、こういう問題があります。

○堀本宣實君 この需給安定法によりまして、三条で需給計画を立てて、一割の基準を保留する、第六条で保管団体を大臣が指定をする、第九条でそれに対して倉敷料、その他のものについて補助をする、こういうことになつておると思ひます。で、それによつて需給を安定しようというのであります。この一部改正法によつて起つてくる心配というものは、今まで局長の話、あるいはこの資料等を

拝見いたしますと、私は常識的にはもうその心配はない、はずしいだらう、こういうふうには考えますが、しかしこういう問題が出てきて困りはせぬかというその心配があります。を、二点伺いたいと思ひます。第一、たとえば最近中其との貿易によるこの輸出増加の問題がある。それから、コストの高い工場整理という問題が出てくると私は思ふ。ことにこの中其のみならず、東南アジアとの貿易というもの振興をはからなげやならぬというわが国の外交的政策、つまり立場から考へて、相当貿易に出さなげやならぬというふうなことがあつた場合に、この需給調整保管ということ、ワクをはずしていくということにおいては不安が生れてくるのではないかと、こういうふうには考へるのであります。その点どういうふうには考へますか。

○政府委員(渡部伍良君) 第一点は、輸出の増加に対して生産が間に合ふなくなるおそれはないか。これは肥料審議会でも問題になります。今国会で予算委員会でも、どなたかの意見で、中其の農業五カ年計画が進展している、従つてその五カ年計画が延びれば、今四十数万トンと言つてゐるものが、倍、あるいは三倍になるのじゃないか。あるいはそれに協力するのは当然じゃないか、こういう御意見がございまして、私の方の計画では、この三十二年肥料年度の計画に出ておりますが、三十三肥料年度の生産の増加の見込みは、さらにこれを三十万ないし五十万トンの上回の見込みを立てております。これは最終的には肥料審議会できめまされども、従いましてその限度までは需要に應ずることができるのであります。

が、それ以上の需要になりますと、やはり国内を圧迫いたしますから、これはどうしてもやはり国内優先で輸出管理を継続していかざるを得ぬと思ひます。これだけははっきりしなきやならぬと思ひます。

それから第二の御指摘の、老朽工場があつて、コストが非常に違ふので、これを整理しなきやいかん段階にきてゐるのじやないか、こういうお話であります。まさにその通りであります。現在この肥料需給安定法と同時に通りました硫酸工業合理化及び硫酸輸出調整臨時措置法というので、合理化を五カ年で期限を切つて、来年の七月までに進めることになっておりますが、今の問題はまだ片づいておりませんが、従つてこれは早急に片づけないければならないのであります。その際に、老朽工場を新しい原料、すなわち非常に単価の安い液体——天然ガスとか、あるいは重油等によりかえる方法、あるいは場合によつたら、ある工場をぶつちぶしていかなきやならぬ、こういうふうな問題が起つてくるのであります。これらは今生産担当の通産省、消費担当の農林省、それから業界自身で、それそれぞれ案を練つております。どうしても来年度の予算までにはこれまた片づけないければならぬ問題であります。現在肥料の、硫酸の工場だけで言いますと、最低のコストは約一万九千円、最高は二万七千円を越しております。そこで公定価格は約二万五千円でありまして、約半分以上の工場が公定価格でもペイしない、このペイしないのは、その事業の兼業によつてまかなつておるのであります。肥料

としてはもうからぬ、副産物でもうける、こういうことをやつております。これも最近のように、相当人造繊維等が悪くなつてきまして、あるいは薬品工業が乱立するといふことになつてきまして、そのもうけも少なくなつてきますから、どうしても根本的な、最初のアンモニア製造設備にメスを入れなければならぬ、こういうのであります。頭を悩ましてゐるのであります。どうしても最近の機会に処置をしなればいかぬと思つております。

○堀本宜實君 今お話の中にあつた最低一トン当り一万九千円ないし二万七千円という、開きが非常に多いと思ふのですが、この開きがある、これは將來整備をしなければならぬと思ふのです。しかしそれは天然ガスだとか、たとえば重油だとかいふような液体燃料によつてその合理化をはかり、コストを下げていくという指導はされるのだから、思うが、しかし、それにはおのづから立地条件といふものが伴うのであつて、とうていそういうことは夢に描いてみても得ない問題にもこれは達着すると思ふのであります。そこで、そういうようなものを含めたこの肥料法案というものは、これは時限法だと私は思ひますが、来年の七月にはこの問題は切れてしまふ、効力をなくするといふ立場に立つての今後のこれは根本的に改革をしていかなければならぬ、こういうふうな考えです。そこでコストの非常に高づく工場を合同企業するなり、あるいは系列化を變えていくなり、いろいろな方法はあると思ふのであります。そういう点、あるいはそれを基調としたところの今後の肥料政策といふものを根本から、こ

の法律といふものを別にして、そうして變えていくという意思があるかどうかといふことが一点と、これだけ製造価格の違ひ、要するにコストの違ひ、価格を對象とする肥料の農家が受け取るべき価格といふものをきめる場合です。つまり価格決定に當るところの行政的処置といふものを一体どうするのか、要するにこれはバルク・ラインといふんです。それを決定するところの順序といふんです。その考え方を伺つておきたい。

○政府委員(渡部伍良君) 第一点の老朽施設の工場をどうするかという問題です。これは、一番今コストの高いのは電解法、最初の日本で始めたのはみんな電解法でありましたが、これはその当時は電気が消化し切れなくて、余剰電力の消化として、たとえば川崎の昭和電工といふようなものも始まつた、これが現在は電力料金が高くなりまして、硫酸のコストとしては一番高いのであります。その次はやはり石炭であります。これらの工場を重油に切りかえるなり天然ガスに切りかえるといふのであります。すでに重油に切りかえておるものもあります。それから、これは名前を出してどうかと思ひますが、話を正確にするために新聞等にも出ておりますから申し上げますが、たとえば秋田の東北肥料、小名浜の日本水素、こういうのは非常にコストが高いのであります。これは現在秋田の方では、秋田で天然ガスに切りかえるといふのが進んでおります。小名浜の方もこの新聞に出ておるところによれば、やはり天然ガスがそこそこめつかりまして、それに切りかえる、こういうふうな計画を進めております。それと同

時に、やはりそれには相當の資金が要るわけでありまして、そういう硫酸を主体として、小規模の事業では相當大規模の資金を急遽に集めることがなかなかむずかしいのでありますから、大企業との合同、すなわち系列化、そういう問題も話が進んでおるようになりております。これは今は、私の方で最終的な結論を出してありませんが、それをどうやるのだといふことは今申し上げられませんが、結局そういうふうなことを政府としても施策として打ち出して強力に推進せざるを得ない、こういうことになってくるのであります。これはもう現実の課題になつてきておるのであります。

それから第二点のこの価格決定の方法であります。これはこの法律によつて、原価計算の生産費の調査をすることができるようになつておるのであります。これは工場に行きまして、レポートを受けて、それを費目別に検討いたしましたして、不審な点は現場、工場へ行つて帳簿と伝票と差し引いて整理して、そして過当なものは落して原価計算をいたします。その上で今度は、先ほどの表で申し上げました、たとえば硫酸につきまして、この三ページの表を見ていただきます。生産量が硫酸で二百四十七万五千トン、三十二年の計画になつております。三ページの下です。それから内需が百七十三万五千トン、こういうことになつております。この工場別に、今のようにして原価計算をいたしましたのをコストの安いところからずつと並べまして、全部では二百四十七万五千トンであるの、その中で百七十三万五千トンまかなうところまで、コストの

安いところからつていくのであります。そこでバルク・ラインを引いてゐるのであります。その中に入つたものの加重平均の価格を公定価格としてきめてゐるのであります。従つて、三十二年度原価計算したときの模様を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、最低は約一万九千円、最高は二万七千円でありまして、これが十八工場ありまして、今の百七十三万五千トンをまかなうまでの工場は十番目の工場、コストの安いところから十番目の工場は、全部の数字ではなくて、一部の数字を扱えばいい、こういうことになりまして、もちろんこの中には副産回収硫酸等も入つておりますが、そこで、その数量を加算平均いたしますと二万約五百円でありまして、従つて、バルク・ラインの十番目の工場でも約二万一千五百円のコストになつておりますから、バルク・ラインの中でも、そういう計算の仕方をするれば利益に残る分が非常に少い。いわんや二万七千円の工場では肥料だけでは、これは成り立たないので、その損はほかの副産物あるいは兼業の事業でまかなつていく、こういうことになつてゐるのであります。

○堀本宜實君 それでは非常にバルク・ラインが引かれて、それ以上のコストのかかつてゐるところでは肥料だけでは採算が合わない工場が相當ある、こういうわけですね。そこでこの表の中に、どの工場が幾らで作つてゐるといふ表が出ていますか。

○政府委員(渡部伍良君) これは法律の何で、各社の営業の秘密に属するといふので、工場別のものは出しやいかぬといふので、この表には載せてお

に、改良普及員という人たちがいろい
ろ肥料その他について営農の指導をば

外になつておられますか。また貴族の
他においても肥料についての知識は相
當に高まりまして、また農家において
も特に若い青年層あたりでは肥料につ
いての知識は相當高まりまして、しか
しそれでもなお、今お話のように売ら
んかなの商売……これは商売なら商売
でこれでもやむを得ないといへばやむ
を得ませぬが、いろいろ薬の効能書き
みたいなことで、盛んに売らんかとい
う宣伝をしておる。

もう一つは、御存じの通りに、従来
の日本の農法が変る、これは進歩であ
りましようが、あまり金肥に頼り過ぎ
て土壤ということを考えない施肥の方
法が盛んに行われている、こういう傾
向があるわけであります。この点につ
いては、農林省としてももちろんこれ
の対策を考えておるものであります
も、まだ不十分だというのは、最後
に堀本さんがおっしゃったように土
壌と肥料の關係が、日本の農業の
場合には、それほど深刻に検討され
ておらない。

ここに大きな問題があるのではないかと
思います。これは、一ぺんに解決す
るということはできませんけれども、
そういう方面を進めるべく十分に努力
を重ねておるのであります。これは非
常に私の経験を上上げて失礼であり
ますが、御存じだと思ふのですが、ほ
かにもあると思いますけれども、岐阜
県の揖斐川町であったと思ひますけれ
ども、あそこでは数年前から岐阜県の
農業試験場と、その町長さんが非常
に熱心な方でありまして、その町内の
田畑の土壌の検査を全部やりました。

そうして台帳ができております。従つて農家は、どういうふうな肥料がどのくらい要るのだということを自分であまり計算しなくてもその台帳によつて、何と申しますか、農協に行くと、お前のたんぼではこの肥料をこれだけ使えばいい、これ以上多くてもいかにぬし、少くてもいかにぬ、いわゆるむだがなく、心労がなくて、しかも効果があるというやり方をやっておる。私は非常に感銘を受けたのであります。そこまですごくは全国の農村はなかなかでしようけれども、そういうところまで農政を進めていくということ、先ほど、肥料工場に対する対策を立てるということが肥料行政の根本ではないか、こういうふうな考えて、実は私専門家ではありませぬが、農林省はそういう方面にもつと努力をしなければならぬ、こう思っております。

○委員長(重政庸徳君) 本日は、この程度にいたしまして散会いたします。

午後五時九分散会